

役員報酬規程

(目的)

第1条 本規程は、当法人の役員に対する報酬について定める。

(報酬)

第2条 役員は原則無報酬とする。但し、法人事務局職員として勤務する者には給与としての支給を行えるものとする。

(実費弁償)

第3条 役員（法人事務局職員を兼務するものを除く。以下同じ）が法人業務遂行に必要な費用を支出した場合には、その実費相当分を弁償することができる。

(その他)

第4条 その他必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が決定する。

以上

平成26年4月1日制定